

事務連絡
平成23年7月29日

西日本5社（関西・北陸・中国・四国・九州電力）から
電力供給される

各（府 県）
指定都市
中核市） 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

電力需給逼迫のお知らせについて

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

標記について、今夏、西日本5社（関西・北陸・中国・四国・九州電力）電力管内では7月25日～9月22日（平日）の間に、昨年の同期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）の10%以上削減を目標に、社会福祉施設等に対して節電をお願いしているところです。

しかし、節電努力にも関わらず、電力需給が逼迫し、翌日の電力供給予備率が3%未満になると予想される電力管内がある場合には、原則として前日の18時に政府からマスコミ等を通じて電力需給逼迫のお知らせ（第1報）が発出されます。また、原則として当日の8時の段階で引きつづき予備率見通しが3%未満の場合には、電力需給逼迫のお知らせ（第2報）が発出されます。

政府から電力需給逼迫のお知らせ（第1報）が発出された場合においては、厚生労働省からも各府県等の所管課宛にメールによるお知らせをする予定としております（※内容については別添参照）。その場合は、貴管内の西日本5社電力管内の市区町村や各社会福祉施設等への周知についてもご協力をいただきますようお願いいたします。

<参考資料>

- ・「電力需給逼迫のお知らせ」の概要
- ・「電力需給逼迫のお知らせ」の流れ（例：関西電力管内）